

丹波市企業誘致促進補助金について（R5.4.5改正）

【 目的 】

地域産業の活性化と雇用の確保、定住・交流人口の増加を目的として、企業の立地を推進・サポートするため、工場等の新規立地や既存工場の拡張における主な初期投資に対して補助金を交付します。

【 対象 】

物品の製造若しくは加工の事業又は輸送のための施設、又は兵庫県知事が承認した地域経済牽引事業を実施する事業所

【 交付要件 】

＜新設^{※①}企業＞ 次の要件を全て満たす事業者

- | |
|--|
| ①工場を新設するために購入又は賃借した用地が 3,000 m ² 以上であること
②工場の建築面積が 500 m ² 以上であること
③用地取得後 3 年以内に操業を開始すること
④補助金の交付申請時に対象工場等で 6 ヶ月以上勤務する常時雇用者 ^{※②} が 4 人以上
※承認地域経済牽引事業者については 2 人以上
⑤取得用地の 10%以上を緑化すること |
|--|

＜増設・移設企業＞ 次の要件を全て満たす事業者

- | |
|--|
| ①工場の建築面積が 300 m ² 以上であること
※建替えの場合は、建替え前後の建築面積と比較して、300 m ² 以上増加しているものであること
②補助金の交付申請時に対象工場等で 6 ヶ月以上勤務する常時雇用者 ^{※②} の増加が 2 人以上
※承認地域経済牽引事業者については増加が 1 人以上
③取得用地の 10%以上を緑化すること |
|--|

【 補助内容 】

補助対象	優遇内容
用地取得補助 [限度額 5,000 万円]	用地取得価格の 15%（地域経済牽引事業者は用地取得価格の 20%） ※賃借用地、増設・移設した工場等の操業開始の日までに取得後 2 年以上経過している用地、1,000 平方メートル以下の用地は補助対象外
工場建設費補助 [限度額 5,000 万円]	土地造成工事、工場等建築物、機械設備に要する費用の 5% ※既設工場等の建替えの場合は、建築面積増加分のみを補助対象とし、機械設備の更新は補助対象外
道路整備補助 [限度額 1,000 万円]	対象工場等への進入のための道路法第 24 条に基づく道路に関する工事、または同法の適用を受けない一般公共の用に供されている道路の改修工事に要する費用の 20% ※用地取得に係る費用は除く
緑化推進補助 [限度額 500 万円]	緑化に要した経費の 30%（丹波市開発指導要綱基準の緑化経費）
ア 浄化槽補助 イ 下水道補助 [限度額 1,000 万円]	ア 浄化槽設置に要した経費の 20%（既設浄化槽の更新は対象外） イ 下水道加入分担金の 50%（既設の場合は、増額分に限り）
下水道整備補助 [限度額 1,000 万円]	丹波市下水道条例第 6 条の規定、または丹波市コミュニティ・プラント及び農業集落排水処理施設条例第 9 条の規定による公共ます及び取付管の新設、増設または移設に要する費用の 20%
水道加入金補助	水道加入金の 50%
水道整備補助 [限度額 1,000 万円]	丹波市水道事業給水条例第 6 条の規定に基づき実施する給水装置工事に要する費用の 20% ※対象工場等において事業の用に供する給水装置工事であって、取付口から水道メーターまでの工事に限る

- ※①新設：市内に工場等を有しない企業が、新たに市内に工場等を設置すること
※②常時雇用者：企業の就業規則等に定める正社員であって、次のいずれにも該当する者
①新設又は増設又は移設した工場等において常時勤務する者であること
②国民年金法第7条第1項第2号に規定する被保険者であること
③雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者であること
④雇用期間の定めのない者であること

【申請手続き】

①対象工場等指定申請書の提出（操業開始の30日前まで）

※申請書類については、担当者様にデータで送付しますので、下記お問い合わせ先までご連絡ください。



②対象工場等指定書の交付



③操業開始届の提出（操業開始後30日以内）



④補助金の交付申請（操業開始後1年以内）

※申請書類については、操業開始後に担当者様宛にデータで送付します。



⑤審査および現地確認



⑥補助金の交付決定



⑦補助金の交付

【注意事項】

- ・操業開始の30日前までに対象工場等指定申請書等の申請書類を提出する必要があります。期間経過後の受付はできません。
- ・操業開始後1年以内に雇用要件を満たす必要があります。
- ・本補助金は、交付申請後に予算措置を行いますので、交付申請から補助金交付まで相応の期間を要します。
- ・補助対象経費の支払いは、原則、銀行振り込みで行ってください。

お問い合わせ先	： 丹波市 産業経済部 商工振興課 企業誘致係
	〒669-4192 兵庫県丹波市春日町黒井 811 番地
	Tel (0795) 74-1464 Fax (0795) 74-3005